

国空安企第 116 号  
防防運第 12202 号  
令和 2 年 7 月 28 日

対象防衛関係施設及び対象空港に係る対象施設周辺地域での安全確保措置の連携に関する取決め

対象防衛関係施設及び対象空港に係る対象施設周辺地域での安全の確保のための措置の連携に関し、次のように取り決める。

国土交通省航空局安全部安全企画課長 小熊 弘明  
(公印省略)

防衛省防衛政策局運用政策課長 米山 栄一  
(公印省略)

防衛省整備計画局情報通信課長 加藤 勝俊  
(公印省略)

防衛省統合幕僚監部首席参事官 池松 英浩  
(公印省略)

(趣旨)

第 1 条 この取決めは、重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成 28 年法律第 9 号。以下「法」という。）第 11 条第 3 項及び第 5 項において準用する同条第 1 項又は第 2 項の規定により対象防衛関係施設（対象空港に隣接する自衛隊の施設に限る。以下同じ。）の施設警護自衛官又は対象空港管理者等が小型無人機等の飛行（防衛関係施設の施設警護自衛官については当該自衛官が職務上警護する対象施設に係る対象施設周辺地域の上空において行われるもの、対象空港管理者等については当該対象空港

管理者が管理する対象施設及びその指定敷地等の上空において行われる小型無人機の飛行に限る。) に対し、命令又は飛行妨害措置等を実施する際の両者の連携要領を定めるものとする。

(定義)

第2条 本取決めにおいて使用する用語は、法において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 施設警護自衛官 対象防衛関係施設を職務上警護する自衛官をいう。
- (2) 対象空港管理者等 対象空港管理者又は法第11条第5項において準用する同条第1項の規定により対象空港管理者が指定した職員若しくは委任した者をいう。
- (3) 命令 法第11条第3項又は第5項において準用する同条第1項の規定により施設警護自衛官又は対象空港管理者等が行う命令をいう。
- (4) 飛行妨害措置等 法第11条第3項又は第5項において準用する同条第2項の規定により施設警護自衛官又は対象空港管理者等が行う飛行妨害措置等をいう。

(相互通報)

第3条 施設警護自衛官及び対象空港管理者は、法第10条第1項又は第3項本文の規定に違反して対象防衛関係施設又は対象空港に係る対象施設周辺地域の上空において小型無人機等の飛行が行われていると認められる場合において、次に掲げる情報を相互に通報するものとする。

- (1) 当該小型無人機等の飛行に係る機器の特徴
  - (2) 当該小型無人機等の飛行に係る区域
  - (3) 当該小型無人機等の飛行に係る機器の操縦者（操縦者である蓋然性が高いと認められる者を含む。以下同じ。）の特徴
  - (4) 当該小型無人機等の飛行に係る機器の操縦者の位置
  - (5) その他当該小型無人機等の飛行に係る情報
- 2 施設警護自衛官及び対象空港管理者は、前項の規定に基づく通報に際し、電波妨害措置を実施する可能性がある場合にはその旨を施設警護自衛官にあっては対象空港管理者に、対象空港管理者にあっては施設警護自衛官に通報するものとする。
- 3 施設警護自衛官及び対象空港管理者は、命令又は飛行妨害措置等を実施した場合には、速やかにその旨を施設警護自衛官にあっては対象空港管理者に、対象空港管理者にあっては施設警護自衛官に通報するものとする。
- 4 前3項に規定する通報は、第5条の規定により定めるところにより行うものとする。

(事前調整)

第4条 対象防衛関係施設の管理者及び対象空港管理者は、飛行妨害措置等として行う電波妨害措置に係る手順等について、当該電波妨害措置により自衛隊の活動又は空港の運用若しくは航空機の運航に重大な支障が生じるおそれがある場合の措置を含め、必要な調整を行うものとする。

2 対象防衛関係施設の管理者及び対象空港管理者は、前項の調整に当たって、必要に応じ、当該電波妨害措置に用いる電波の周波数帯及び強度並びに当該電波の影響を受ける施設等の位置を連絡するものとする。

(連絡手段等)

第5条 対象防衛関係施設の管理者及び対象空港管理者は、本取決めを実施するため、連絡手段その他必要な事項をあらかじめ別に定めるものとする。

(見直し)

第6条 この取決めに定める事項については、必要に応じ、見直しを行うものとする。

附 則

この取決めは、令和2年7月28日から実施する。